

「社会保障番号」に関する実務的な 議論の整理について

平成18年9月22日

内閣官房提出資料

経済財政諮問会議

『「社会保障番号」に関する実務的な議論の整理』の概要

【はじめに】

- 「社会保障番号」については、骨太方針 2006 において、「社会保障番号の導入など社会保障給付の重複調整という視点からの改革などについても検討を行う。」とされたことを受け、内閣官房に關係省庁の実務者レベルで構成される連絡会議を設置し、「社会保障番号」の具体的イメージ、課題、メリット、費用等について、実務面から検討を行い、整理した。

【検討の前提】

- 「社会保障番号」は、保険者や行政機関が資格管理や給付管理等の業務に利用するため、被保険者等に各制度や保険者を通じた共通の一つの番号を付す仕組み。
- 個人に付番するということは、その個人を同定する 4 情報（氏名、性別、生年月日、住所）等を基に、ある時点に特定の番号を割り当てるということである。その後、住所等が変わってもその本人を特定するものである。「社会保障番号」を導入する場合にも、4 情報等の的確な把握、更新が必要。

【番号の在り方】

① 対象者

- 「社会保障番号」は、社会保障給付を受け得る者（日本国籍を有する者及び日本に在留し外国人登録を行っている者）の全てに割り当てることが適当。

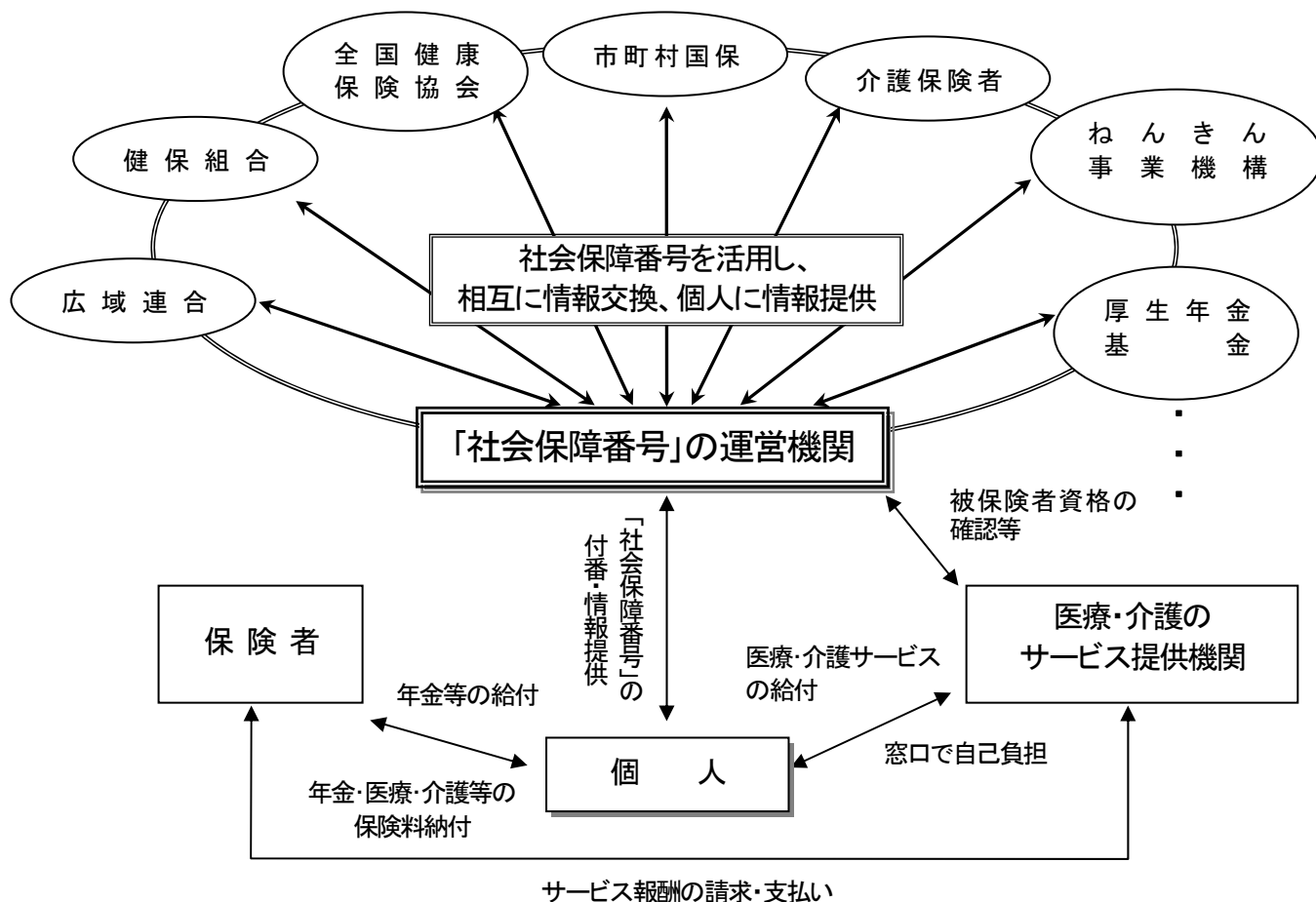
② 方法

- 付番の方法としては、次の 3 通りが考えられるが、それぞれ課題を解決することが必要。
 - ア. 基礎年金番号を拡張する場合
 - ・ 対象年齢を 0 歳まで拡大（現在、原則 20 歳以上）
 - ・ 基礎年金番号が未付番の年金未加入者等に対する付番
 - ・ 重複付番の解消、社会保険庁と共済組合の連携強化
 - イ. 住民票コードを拡張する場合
 - ・ 外国人に対する付番
 - ・ 全ての市区町村の住基ネットへの参加（現在、不参加の団体が存在）
 - ウ. 新たな番号を創設する場合
 - ・ 新たな番号を創設する場合、これに伴う費用が必要。住基ネットの 4 情報を基に付番すれば、追加的費用は相対的に低くなると予想。

③ 各制度固有の番号との関係

- 各制度固有の被保険者番号等には、地域、事業所等の情報が含まれており、「社会保障番号」を導入したとしても、各制度固有の番号等は必要（併用）。

「社会保障番号」のイメージ(例)



※各制度の特性に基づいて、事業所等の情報を管理する必要があるため、「社会保障番号」を導入しても、各制度固有の番号等が必要。

【運営機関】

- 「社会保障番号」の付番・管理を行うためには、全国で一つの機関を設置する必要。次の3通りが考えられるが、それぞれ課題がある。

ア. 社会保険庁を活用する場合

社会保険庁改革法案（継続審議）に基づき、「ねんきん事業機構」を設置するなど、社会保険庁の解体的出直しを行うこととされており、社会保険庁が新たに「社会保障番号」の運営業務を担うことについては、十分な議論が必要。

イ. 住民基本台帳ネットワークの指定情報処理機関を活用する場合

指定情報処理機関には、個人情報保護の観点から、他の行政機関等が保有する情報の収集・管理を行うことができる権限は付与されておらず、指定情報処理機関が新たに「社会保障番号」の運営業務を担うことについては、十分な議論が必要。

- ウ. 新たな運営機関を設置する場合
行政改革の趣旨に留意しつつ、慎重に検討すべき。

【導入のメリット】

(現行のサービス等を前提とした場合)

- 現行のサービスや制度を前提とすると、社会保障分野において、制度や保険者を跨がる事務処理を行う必要がある場合、現在、各制度固有の番号や4情報等を用いて個人情報と突合しているが、「社会保障番号」を用いれば、その突合を簡易迅速に行うことができるようになる。

※ 制度や保険者を跨がる事務運営の効率化の例（効果額は、いくつかの前提を置いた上での粗い試算であり、定量的な効果以外に定性的な効果もある）

(老齢厚生年金と雇用保険基本手当等の併給調整事務)

【現状】雇用保険の支給に係る情報の提供を受けるとともに、基礎年金番号と雇用保険被保険者番号を入力し、老齢厚生年金の支給停止の調整を実施

【導入後】「社会保障番号」のみ入力すればよいこととなり、効果額は、年間約200万円（委託費の減）

(年金からの介護保険料天引き)

【現状】社会保険庁から市町村に年金受給権者情報を提供し、市町村が4情報を基に本人確認を行い、対象者とその額を社会保険庁に通知

【導入後】4情報による確認を社会保障番号による確認に変更することにより、事務処理時間が短縮されると仮定すると、その効果額は、年間約2,200万円（市町村人件費の減）

(注) 数字については、幅を持って見る必要がある。

- 「社会保障番号」の導入により、国民は複数の番号(各制度固有の番号)を保管する必要がなくなり、一つの番号で社会保険や労働保険関係の手続きや問い合わせを行うことができるようになる。

(新しいサービス等を展望した場合)

- 制度を跨がる同様の給付について、保険者や行政機関等がオンラインで結ばれ、必要な情報が伝達されるシステムが構築されれば、給付申請漏れを未然に防止することも期待できる。

- 今後、社会保障分野において、国民の利便性の向上や個々人に対する給付と負担に関する情報提供の充実等の観点から、各制度や保険者を跨がる新たなサービスの導入を検討しようとする場合、「社会保障番号」を用いれば、現行の各制度のシステムであっても必要な情報を個人別に取り出し、整理することが容易になり、そのサービスの導入に資する可能性がある(注)。

(注) 各制度のシステムを統合的に運用する上で必要な改修や刷新には費用がかかるが、社会保障番号の導入はその費用の節約にもつながる可能性がある。

- 納税者番号や民間での一般利用など社会保障分野以外において「社会保障番号」を活用しようとする場合には、名寄せ手段等として広く利用することなどにより、各々の分野でのメリットが考えられる。

【導入の費用】

- 「社会保障番号」の導入費用については、その具体的な仕組みや運営機関をどの主体が行うのか等を決定する必要があるが、いくつかの前提を置いた上で、粗い試算を行った。

※ 費用の試算（いくつかの前提を置いた上での粗い試算）

① 運営機関に要する経費	初期経費 60 億円程度、経常経費 1 億円程度
② 各保険者に要する経費	初期経費 190 億円程度、経常経費 3 億円程度
③ 医療機関、介護事業者等に要する経費	初期経費 380 億円程度、経常経費 40 億円程度
④ 周知広報等に要する経費	初期経費 120 億円程度 経常経費 1 億円程度
この他、情報セキュリティに最大限配慮したネットワーク構築費、各保険者・医療機関等の端末導入に要する経費を考慮すると、さらに、初期経費 490 億円程度 経常経費 730 億円程度がかかることになる。	
(注) 数字については、幅を持って見る必要がある。	

- 費用分担の在り方については、どの番号をベースに構築していくかということや、この番号システムが社会保障以外の分野で利用される可能性もあることなどに留意しつつ、今後、総合的に検討すべき。

【国民の理解（個人情報保護等）】

- 「社会保障番号」導入の是非を検討するに当たっては、個人情報保護の在り方について国民的な議論を行い、コンセンサスを得ることが必要。
- 今後、将来的な社会保障分野における新たなサービスの導入や、社会保障分野以外における利用についての方針を明らかにし、そのメリット及びコストについて十分な議論を行った上で、「社会保障番号」導入の必要性について国民の理解を得ることが不可欠。

「社会保障番号」に関する実務的な議論の整理

I. はじめに

- 我が国の社会保障制度は、その在り方や財政責任についての考え方等から、制度や保険者が複数存在している状況にあり、年金、医療保険、介護保険等を運営する各保険者・行政機関がそれぞれ独自に被保険者等に付番した上で、被保険者等の管理を行っている。(別紙1参照)
- 「社会保障番号」については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」において、「社会保障番号の導入など社会保障給付の重複調整という視点からの改革などについても検討を行う。」とされたところである。
- このため、本年6月、内閣官房に関係府省の実務者レベルで構成される「社会保障番号に関する関係省庁連絡会議」が設置され、社会保障番号の仕組みや個人情報保護等、社会保障番号制度について実務面から検討を行うとともに、住民票コード、納税者番号制度等の関連制度との関係についても検討することとされた。この報告は、その結果を整理したものである。(別紙2参照)
- 「社会保障番号」の検討に当たっては、その枠組みや手法等の大枠を定めた上、メリット、費用等について吟味していく必要がある。
このため、まず、次の仕組みについて、具体的イメージ(複数のパターンを含む。)を整理することとし、その上で、イメージに沿って、課題とその解決方法や、メリット及び留意点、費用等について、実務的な観点から検討を行い、客観的に整理を行った。
 - ① 「社会保障番号」の付番の対象・方法
 - ② 「社会保障番号」の付番・管理のための運営機関(以下「運営機関」という。)の在り方

II. 「社会保障番号」の仕組みについて

1. 検討する際の前提

(1) 4情報の継続管理の必要性

- 「社会保障番号」とは、社会保険の保険者や行政機関が被保険者等の資格管理、給付管理等の業務に利用するため、被保険者等に各制度や保険者を通じた共通の一つの番号を付す(付番する)仕組みである。

- 一般的に、番号を個人に付番するということは、その個人を同定する情報、一般的には「4情報又は4情報に相当する情報（以下単に「4情報」という。）」を基に、ある時点で特定の番号を割り当てるということである。その後、住所や氏名が変わったとしてもその本人を特定するものとなる。すなわち、4情報と番号は対になるものであり、「社会保障番号」を導入する場合にも、4情報の的確な把握、更新が必要である。

※ 4情報 … 氏名、性別、生年月日、住所

(2) 証書やカード等の「物」の必要性

- 個人が「社会保障番号」を用いる場合には、その個人とその「社会保障番号」とが一致しているか否かを確認するための個人認証又はそれに準ずる行為が必須であり、例えば、予め正当に交付してある保険証の提示を求める等の行為が必要である。

また、個人が「社会保障番号」を保管・管理するためには、それが化体されている何らかの「物」が事実上不可欠である。

- これらを考え合わせれば、社会保障番号は、カードや保険証・年金手帳等に記録して、これを個人に交付しておくという形にならざるを得ないと考えられる。

2. 付番する番号について

(1) 付番する対象者

- 「社会保障番号」は、社会保障給付を受け得る者全員に付番すべきであり、日本国籍を有する者及び日本に在留し外国人登録を行っている者（不法滞在者等を除く。）の全てを対象とすることが適当である。

- また、付番については、本人の申請を待たず、運営機関が一人一人に割り当てる仕組みが適当と考えられる。

アメリカの社会保障番号のように、個人の申請に基づき付番する方法とした場合、例えば、「社会保障番号」を併給調整の事務に利用することによって本人からの申告が無くても給付が減額されるため、「社会保障番号」の申請にデメリットを感じ、取得申請を行わない者が少なからず生ずることも考えられる。

また、事務処理システムについても、個人の申請に基づき付番する方法として場合には、「社会保障番号」を利用する行政機関や保険者は、「社会保障番号」を有する者と有しない者の両者がいることを前提としたものを構築する必要があり、現行よりもシステムが複雑化せざるを得ない。

(2) 付番する方法

- 付番する方法としては、①基礎年金番号の拡張、②住民票コードの拡張、③新たな番号の創設の3つの案が考えられる。

(基礎年金番号を拡張する場合)

- まず、基礎年金番号※の利用を拡張する場合の実務面での課題について整理すると、以下の通りである。(基礎年金番号制度については、別紙3参照)

※現在国会に提出中の「ねんきん事業機構法案」及び「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」(以下「社会保険庁改革法案」という。)が成立した場合を前提に整理。

(課題1) 現在、基礎年金番号は年金被保険者及び受給権者(原則20歳以上で日本国内に住所を有する者)に付番されているが、対象年齢を0歳まで拡大(年金被保険者でない未成年者にも番号を付番)することが必要。

- ・ 現状の基礎年金番号の付番の仕組みでは、原則として、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を運営する指定情報処理機関(財団法人地方自治情報センターの住民基本台帳ネットワークシステム全国センター)から20歳に到達した者の本人確認情報(4情報、住民票コードとその変更情報)の提供を受けることにより、国民年金を適用して付番している。
- ・ この取扱いを参考にして、「社会保障番号」導入時に、指定情報処理機関から0歳から19歳までの者の本人確認情報の提供を受けて付番するとともに、導入後も、出生時に指定情報処理機関から本人確認情報の提供を受けて付番することとすれば、戸籍法上の出生届とは別に「社会保障番号」付番申請を行う必要もなく、効率的と考えられる。
- ・ 外国人については、現在、社会保険庁が市町村から20歳に到達した外国人登録情報の提供を受けて、公的年金未加入者に対する国民年金の届出勧奨の実施を検討しており、その年齢を0歳まで拡大することが考えられる。
なお、外国人については、後述する「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」における検討を踏まえ、さらに検討する必要がある。

(課題2) 基礎年金番号が未付番となっている公的年金制度の未加入者や無年金者に対しては、新たに「社会保障番号」を付番することが必要。

- ・ 公的年金制度の未加入者等については、「社会保障番号」導入時に、運営機関から社会保障関係の行政機関や保険者に対して被保険者の基礎年金番号を通知することとなるが、その際、社会保障関係の行政機関や保険者が、基礎年金番号を有しない者を発見した場合に運営機関にその旨を届け出るなどの方法により、付番することが考えられる。
- ・ その他、国民年金未加入者については、現在、前述の通り、20歳になった者に対する国民年金加入の通知等の取組みを行っているところであり、社会保険庁改革法案が成立した際には、住基ネットから提供を受けた34歳に到達した者の本人確認情報に基づいて、未加入者に対して届出勧奨を実施するなど、更なる未加入者対策も検討

している。

(課題3) 基礎年金番号が付番済みの者の中には重複付番の者が存在しており、その解消が必要。

- ・ 現在、以下の取組みにより、基礎年金番号の重複付番の発生防止と解消に取り組んでいるところであり、引き続き重複付番の解消に努めることが必要である。

(発生防止策)

- ・ 年金加入時に、基礎年金番号を所持しているか否かを、事業所や本人に対して確認。
- ・ 併せて、付番時に、本人が申告する氏名、性別、生年月日について、社会保険庁が管理する情報と突合し、重複付番の発生を防止。

(解消策)

- ・ 同一人調査（氏名、性別、生年月日、住所の4項目一致者をいう。）を実施し重複付番の解消を図っており、今後とも実施。
- ・ さらに、指定情報処理機関から被保険者の本人確認情報を取得することにより、基礎年金番号の重複付番を防止する予定（社会保険庁改革法案により措置）。

(課題4) 基礎年金番号で管理している氏名・住所についての情報の最新性を確保することが必要。

- ・ 各共済組合等からは、原則月1回、社会保険庁への情報提供が行われているが、一部の共済組合では、年2回となっており、また、住所情報が市区町村名までにとどまり、地番等を把握していないものもある。これらについては、社会保険庁と共済組合関係者との間で調整し、随時段階的に改善が図られている。
- ・ 被用者年金制度の一元化等に関する基本方針（平成18年4月28日閣議決定）を踏まえ、「年金相談等の情報共有化を推進する」こととしている。

(住民票コードを拡張する場合)

- 次に、住民票コードの利用を拡張する場合の課題について整理すると、以下の通りである。（住民票コードについては、別紙4参照）

(課題1) 現在、住民票コードは日本国籍を有する者に付番されており、外国人登録されている外国人に対して新たに付番することが必要。

- ・ 住民基本台帳法は、日本国籍を有する者に適用されるものであり、外国人には適用されない。したがって住民票コードが存在しない。
- ・ 日本に90日以上滞在する外国人に対しては、外国人の居住関係や身分関係を明確にし、在留外国人の公正な管理に資することを目的として、外国人登録制度が存在しており、外国人登録番号が付番されている。（外国人登録制度については、別紙5参

照)

- ・ 現在、犯罪対策閣僚会議の下に置かれた外国人の在留管理に関するワーキングチームにおいて、外国人登録制度の見直しも含めて、在留管理を適切に行っていくための検討を行っているところであり、その検討結果を踏まえて検討する必要がある。

(課題2) 現在、住基ネットに不参加の地方公共団体が存在するため、それらの団体の参加が不可欠。

- ・ 現在、福島県矢祭町（人口約7千人）、東京都国立市（人口約7万人）、東京都杉並区（人口約51万人）が住基ネットに不参加であり、住民基本台帳法第30条の5第1項に違反している状態にある。

(参考) 住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）

（都道府県知事への通知）

第三十条の五 市町村長は、住民票の記載、消除又は第七条第一号から第三号まで、第七号及び第十三号に掲げる事項（～中略～）の全部若しくは一部についての記載の修正を行った場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報（～中略～）を都道府県知事に通知するものとする。

2・3 （略）

- また、基礎年金番号や住民票コードは、これらの番号には法律により利用目的が限定されるとともに、告知要求制限が付されており、仮にこれらの番号を「社会保障番号」として活用するとすれば、その限定や制限の在り方を見直す（法律改正を含む。）必要がある。

（別紙6参照）

なお、基礎年金番号が保有する4情報については、住民票コードを管理する指定情報処理機関から情報を得て記録を更新するため、基礎年金番号と住民票コードの性質はほぼ同じとなる。よって、基礎年金番号の利用目的等を見直す場合には、住民票コードの利用範囲等を踏まえた措置が必要となる。

また、利用目的の見直しの際には、一般の医療機関や介護サービス提供事業者等が被保険者資格等の確認を行う際に「社会保障番号」を利用することを視野に入れるべきである。これが行われないと、「社会保障番号」の導入の効果は小さくなると考えられる。（注）「社会保障番号」導入の効果については、後述。

- 住民票コードが導入された平成14年8月5日以降、一度も日本国内に住所を有したことがない日本国籍を有する者については、住民票コードが付されていないが、当該者が海外に居住したまま、国民年金の任意加入や健康保険・厚生年金に加入しようとする場合、「社会保障番号」をどのように付番するかについて検討を行うことが必要である。

- その他、何らかの事情によって住民票の異動が行われなかったこと等により、住民票に記載されている事項（住所等）と実態とが異なる場合、例えば、公的年金において、年金

額の改定通知、年金加入記録等が被保険者の手元に届かない等の問題が生ずる。

このようなケースがどの程度生じているのかは把握していないが、正当な理由なく転入、転居、転出又は世帯変更届の届出をしなかったことにより、市町村長が簡易裁判所に過料の通知をした件数は、平成16年度において約5万件である。

住民基本台帳法では、市町村長は、定期的に、住民基本台帳の記載事項について調査をするものとされており、今後とも適正な管理に努めていく必要がある。

(新たに番号を創設する場合)

- 基礎年金番号や住民票コードとは別に新たに番号を創設する場合は、これに伴う費用を要することとなる。一方、住基ネットの4情報を基に付番を行うならば、追加的に要する費用は相対的に低くなることが予想される。
- なお、新たに番号を創設し、社会保障分野に利用範囲を限定することが可能であれば、社会保障番号による社会保障以外の分野における個人情報の不適切な名寄せ等を防止する効果が期待できる。

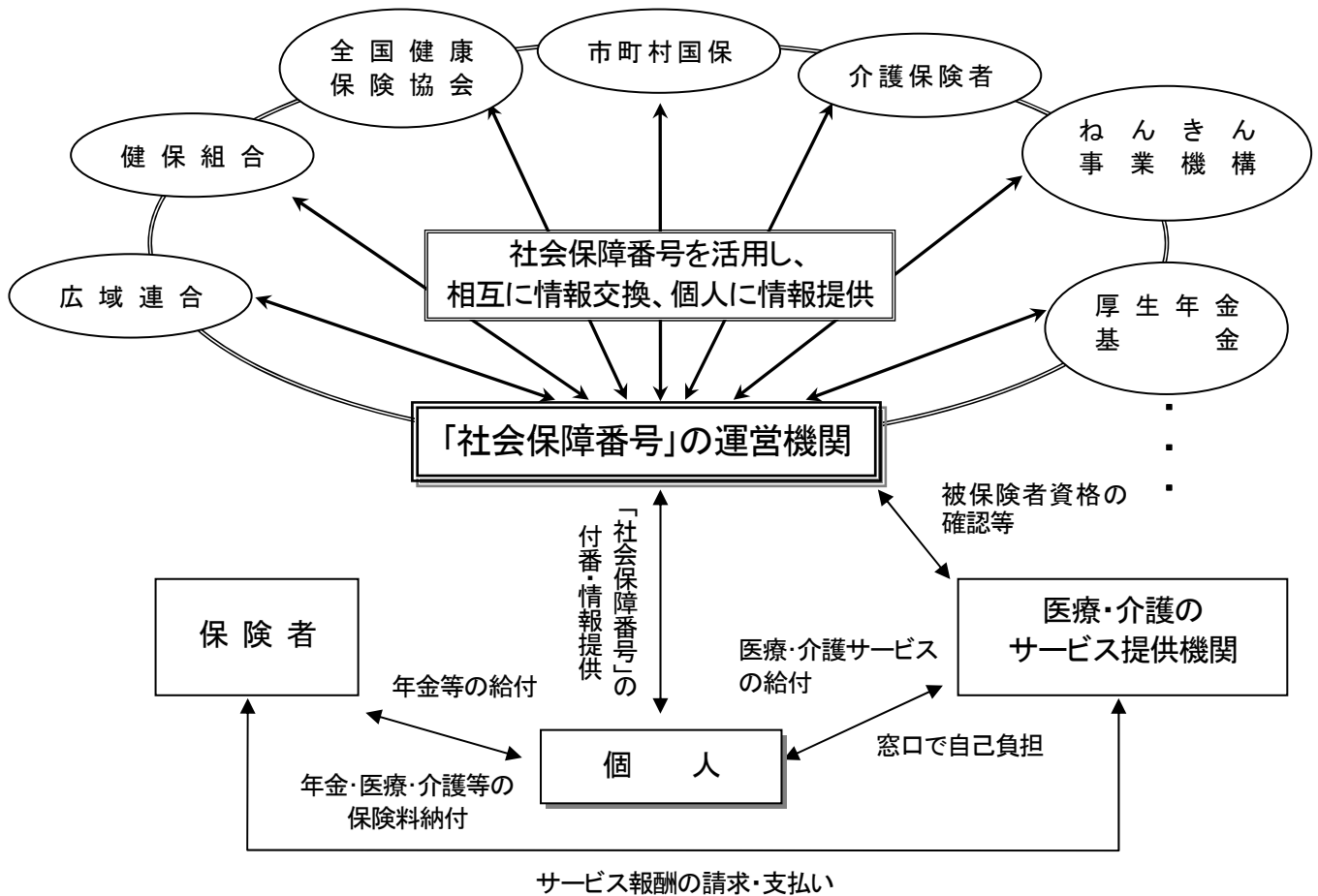
(3) 各制度固有の番号との関係

- 現在、各制度で個別に付番されている被保険者番号等には、多くの場合、各制度の必要性に基づいて様々な情報が含まれ、番号自体が意味を有しており、保険者や医療機関の事務処理等において、その情報も含めて番号が利用されている。
(例) 政府管掌健康保険の番号には、事業所所在の郡市区、事業所、被保険者・被扶養者の別を表す記号・番号が用いられている。
- 「社会保障番号」を導入したとしても、情報の必要性自体は変わらないため、各保険者や医療機関の事務処理等を行う上で各制度固有の番号等は引き続き必要であり、「社会保障番号」と併用されることとなる。

(4) 番号の情報提供方法

- 例えば、住民票コードの場合、個人情報の分散管理の観点から、4情報の提供は指定情報処理機関から各行政機関に一方通行で行われ、各行政機関は住民基本台帳法に定められた事務の処理以外の目的のために、受領した本人情報を利用・提供してはならないこととされている。
- 「社会保障番号」の場合、制度間の併給調整の事務処理に用いることを考えれば、現在の事務処理の方法と同様に、保険者等が「社会保障番号」を用いて、給付の記録や資格の得喪等の情報交換を直接行うことができるようにする必要がある。
なお、広く利用されるためには、運営機関とオンラインで随時接続できるようにし、そのコストを低廉・無料にする必要がある。

「社会保障番号」のイメージ(例)



※各制度の特性に基づいて、事業所等の情報を管理する必要があるため、「社会保障番号」を導入しても、各制度固有の番号等が必要。

3. 運営機関について

- 「社会保障番号」の付番・管理を行うためには、全国で一つの機関を設置する必要があり、次の3案が考えられる。
 - ア 基礎年金番号の付番・管理機関である社会保険庁※の機能の拡張
 - ※社会保険庁改革法案が成立した場合は、ねんきん事業機構
 - イ 住基ネットの運営機関である指定情報処理機関の機能の拡張
 - ウ 新たな運営機関の設置

(社会保険庁の機能を拡張する場合)

- 現在、社会保険庁は、厚生年金保険・国民年金事業及び政府管掌健康保険事業の運営を行う機関として位置付けられているが、第164回通常国会で成立した健康保険法等の一部を改正する法律により、政府管掌健康保険の運営については国から切り離れた公法人と

して「全国健康保険協会」を設立することとされており、また、公的年金については、先の通常国会に提出した社会保険庁改革法案に基づき、厚生労働省の特別の機関として「ねんきん事業機構」を設置するなど、解体的出直しを行うこととされている。

(参考) 社会保険庁改革の在り方について (最終とりまとめ)

(平成 17 年 5 月 31 日 社会保険庁の在り方に関する有識者会議)

- 社会保険庁は、これまで公的年金、政管健保等の業務を併せて行ってきたがそれぞれの制度の特質や政策の方向性、サービスの特性等は異なっている。それぞれにふさわしい組織が、これらの業務を担うことにより、組織の果たすべき使命が明確になり、国民の意向に従った業務の効果的・効率的な実施が図られることが期待される。
- こうした基本的認識に基づき検討を行った結果、公的年金制度の運営と政管健保の運営を分離した上で、それぞれ新たな組織を設置し、それぞれの事業の運営を担わせることが適当であるとの結論に達した。

- このような状況を踏まえると、社会保険庁(ねんきん事業機構)が運営機関として新たに「社会保障番号」の付番・管理業務を担うことについては、十分な議論が必要である。また、社会保険庁に運営機関として「社会保障番号」の付番・管理以外の業務まで行わせようとする場合には、特に慎重な検討が必要である。

(指定情報処理機関の機能を拡張する場合)

- 現在、指定情報処理機関は、住民基本台帳法に基づき、都道府県知事の委任を受けて住基ネットの全国センターを運営する機関であり、住基ネットを通じて市町村から通知される全住民の本人確認情報を保存し、同法に定める行政機関等からの求めに応じて本人確認情報を提供する業務を行っている。また、個人情報保護の観点から、指定情報処理機関には、他の行政機関等が保有する情報を収集し、これを管理することができる権限は付与されていない。
- このような状況を踏まえると、指定情報処理機関が運営機関として新たに「社会保障番号」の付番・管理業務を担うことについては、十分な議論が必要である。
また、指定情報処理機関に運営機関として「社会保障番号」の付番・管理以外の業務まで行わせようとする場合には、特に慎重な検討が必要である。

(新たな運営機関を設置する場合)

- 新たな運営機関の設置については、「簡素で効率的な政府」を目指すという行財政改革の趣旨に留意しつつ、慎重に検討することが必要である。

Ⅲ. 「社会保障番号」のメリットについて

1. 「社会保障番号」のメリットの定義

(1) 保険者事務及び行政事務の処理に番号を使用することによるメリット

- 一般的に、保険者や行政内部の事務処理において、4情報だけでなく、個人に割り当てられた番号を使うことの効果は、次の通りである。
 - ア 国民一人一人に番号を割り当てれば、個人を生涯を通じて特定することができる。4情報を使用する方法では、結婚・離婚、住居変更等の場合における届出の漏れや遅れ、申請書への記載漏れ・誤り等のため、個人の特定がしにくいこともありうるが、番号を使えば、それが容易になる。
 - イ 番号を使えば、4情報を使用するよりも個人の特定やデータ入力に手間がかからなくなり、簡易迅速な事務処理を行うことができる。

(2) 「社会保障番号」によるメリット

- 「社会保障番号」のメリットは、次の効果を超える効果が認められる部分、すなわち、各制度で使用されている既存番号の有効活用では達成されない部分と考えることができる。
 - ア 既存番号(基礎年金番号、住民票コード、制度ごとの被保険者番号等)の活用により、現在得られている効果
 - イ 既存番号の活用拡大により、得られることが期待される効果
- また、「社会保障番号」のメリットは、「制度横断的な対応が必要となる場合において、国民一人一人に割り当てられた番号を使用することにより、事務処理を簡易迅速かつ正確に行うことができるようになる」ということができる。
- メリットの大きさは、制度やサービスの在り方、「社会保障番号」をどのように活用するかによって異なるため、ここでは、次の場合に分けて整理を行う。
 - ア 社会保障分野において、制度や保険者を跨がる事務処理を行う場合
 - イ 社会保障分野において、制度や保険者を跨がる新たなサービスを導入する場合
 - ウ 社会保障以外の分野で活用する場合
- メリットは、「社会保障番号」の活用範囲に応じ、保険者、行政機関、国民、民間企業等がそれぞれ享受することになる。

2. 既存番号の活用により得られる効果

- 既存番号の活用により、現在得られている又は今後得られることが期待されている効果は、次の通りである。

(1) 基礎年金番号

- 現在、次の事務について、基礎年金番号を用いて簡易迅速な処理を行っている。(別紙7参照)
 - ・年金個人情報提供サービス(年金加入状況の提供、ポイント制の導入)
 - ・年金相談・裁定事務
 - ・複数年金の受給等による過払いの防止
 - ・各種届出の省略・簡素化(国民年金種別変更届出等)
 - ・会社退職者である国民年金未加入者への加入勧奨、職権による適用

- また、今後、次の事務処理においても、基礎年金番号を使用することが考えられている(社会保険庁改革法案)。(別紙8参照)
 - ・障害年金と傷病手当金の併給調整
 - ・障害・遺族年金と労災年金の併給調整 等

- その他、現在、社会保険庁が年金加入者・受給者の利便性向上を目的として導入を検討している「年金カード構想」は、基礎年金番号がベースとなるものと考えられる。

(2) 住民票コード

- 行政機関が本人確認を必要とする行政手続を行う場合、住基ネットを活用し、指定情報処理機関から本人確認情報の提供を受けることができるが、これにより、簡易迅速な処理がなされている。(別紙9参照)
 - ・恩給、共済年金、厚生年金、国民年金、児童扶養手当関係事務
 - ・建設業の許可、パスポートの交付、不動産登記 等

- 例えば、社会保険庁は、現在、次の事務処理において、住基ネットを活用し、又は活用することとしている。(別紙8参照)
 - ・20歳到達者情報取得による国民年金の加入勧奨
 - ・年金裁定請求の際の住民票の写しの添付省略
 - ・年金受給権者の生存確認による現況届の省略

- また、今後、次の事務処理においても、住基ネットを活用することが考えられている(社会保険庁改革法案)。(別紙8参照)
 - ・34歳到達時の国民年金未加入者への資格取得届出の勧奨
 - ・年金被保険者・受給権者の住所変更等の届出の省略

(3) その他の番号(各制度固有の番号)

- 各社会保障制度においては、各保険者等がそれぞれの被保険者番号等により被保険者資格、給付や保険料納付等を記録・管理している。

3. 「社会保障番号」のメリット

(1) 社会保障分野において、制度や保険者を跨がる事務処理を行う場合
(現行のサービス等を前提)

① 保険者・行政機関

○ 社会保障分野において、次のような制度や保険者を跨がる事務を行う場合、現在は、各制度の被保険者番号や4情報等を用いて個人情報と突合しているが、各制度で統一された「社会保障番号」を用いるとすれば、その突合を簡易迅速に行うことができるようになる。

(例)

- ・ 制度間の併給調整事務の効率化・公正化（老齢厚生年金と雇用保険基本手当及び高年齢雇用継続給付、障害・遺族年金と労災年金等）
- ・ 給付過誤の防止（健康保険と労災保険等）
- ・ 年金からの介護保険料天引き
- ・ 年金からの前期高齢者に係る国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の天引き（平成20年度～）
- ・ 国民年金保険料未納者に対する国民健康保険の短期の被保険者証の交付（平成19年度～（社会保険庁改革法案））
- ・ 保険者間を移動した際の付加給付等の支給状況の確認

○ 社会保障分野における事務処理の効率化効果については、定性的に指摘することはできるものの、事務処理の件数が少ないものもあり、全体としての数量的な効果を明確に示すことは困難である。

参考までに、現在、日常的に行われ、比較的件数が多いと考えられる次の事務について、「社会保障番号」導入による効率化効果を試算してみた。

(老齢厚生年金と雇用保険基本手当等の併給調整事務)

特別支給の老齢厚生年金と雇用保険基本手当等の併給調整については、現在、社会保険庁が、雇用保険の保険者である厚生労働省職業安定局から、毎月、雇用保険の支給に係る情報の提供を受けるとともに、年金支給申請者本人から得た基礎年金番号及び雇用保険被保険者番号を業者に委託してパソコンに入力し、それによって得られた情報を基に支給停止の調整を行っている。

「社会保障番号」を導入すれば、委託業者は、2つの番号ではなく、「社会保障番号」のみを入力すればよいこととなる。

→ 特別支給の老齢厚生年金の裁定請求書全てにおいて、番号の入力回数の減による入力及び確認時間の短縮が図られると仮定すると、その効果額は、ごく粗い試算で、年間約200万円。(試算方法については、別紙10参照)

(年金からの介護保険料天引き)

介護保険料の年金からの天引きについては、現在、社会保険庁から市町村に年金受給権者情報を提供し、市町村職員が4情報を基に本人確認を行い、天引きを行う対象者とその額を社会保険庁に知らせることとなっている。「社会保障番号」の導入により、4情報による本人確認を「社会保障番号」による確認に変更することが可能となる。

→ 市町村職員が行う4情報による本人確認を「社会保障番号」による確認に変更することにより、事務処理に要する時間が短縮されると仮定すると、その効果額は、ごく粗い試算で、年間約2,200万円。(試算方法については、別紙11参照)

② 国民

- 「社会保障番号」が導入されれば、国民は、複数の番号(各制度固有の番号)を保管する必要がなく、一つの番号で、社会保険や労働保険関係の手続きや問い合わせを行うことができるようになる。

(2) 社会保障分野において、制度や保険者を跨がる新たなサービスを導入する場合

- 現在、厚生労働省で検討がなされているところであるが、医療機関等に端末を設置し、被保険者番号等を活用して、医療給付の受給者が被保険者登録名簿(保険者が管理)に登録されているか否かの確認をオンラインで行うことができるようにすれば、給付の誤りを未然に防止することができる。

この場合、被保険者番号等に加えて「社会保障番号」を用いることも考えられるが、その際には、運営機関が各保険者の被保険者登録名簿を集約し、医療機関等に即時に情報提供するシステムを構築する必要がある。

- また、制度を跨がる同様の給付について、保険者や行政機関等がオンラインで結ばれ、必要な情報が伝達されるシステムが構築されれば、給付申請漏れを未然に防止することも期待できる。

- これらは例示であるが、今後、社会保障分野において、給付誤りの防止のほか、国民の利便性の向上や個々人に対する給付と負担に関する情報提供の充実等の観点から、各制度や保険者を跨がるサービスの導入について検討が行われることもありうる。

「社会保障番号」を用いれば、現行の各制度のシステムであっても必要な情報を個人別に取り出し、整理することが容易になり、制度や保険者を跨がるサービスの導入に資するケースもあると考えられる(注)。その実現のためには、「社会保障番号」の使用により事務処理がどの程度簡易迅速になるか、あるいは、制度別に作られた現行システムをどのように効率化・最適化するかなどについて、サービスの具体的内容やIT化の推進方を踏まえ、検討を行う必要がある。その際には、個人情報の保護の徹底が必要である(後述)。

(注) 各制度のシステムを統合的に運用する上で必要な改修や刷新には費用がかかるが、社会保障番号の導入はその費用の節約にもつながる可能性がある。

(3) 社会保障分野以外で活用する場合

① 納税者番号として活用する場合

- 納税者番号制度とは、納税者に広く付番をし、一定の取引に際して取引の相手方に番号を告知し、番号を記載した情報を税務当局に提出させることにより、その番号を鍵として、税務情報を納税者ごとに名寄せし、把握するためのものである。「納税者番号」として活用し得る「社会保障番号」としては、民間での利用が可能であり、大多数の国民をカバーしているなど一定の条件を満たす必要がある。(別紙12参照)
- 「社会保障番号」を「納税者番号」として活用できれば、各種資料の名寄せ・突合の効率化が図られ、税務行政の一層の効率化・高度化、ひいては適正・公平な課税に資することとなり、納税者の税制への信頼も高まる。
- また、大量かつ多様な情報の名寄せ・突合を正確かつ迅速に行うことができるようになるため、資料情報制度をより充実させることが可能となり、所得捕捉を高めることが期待される。
(注) 仮に納税者番号制度が導入されたとしても、自営業者等のすべての取引を把握することは實際上不可能であり、その所得把握には、一定の限界があることには留意する必要がある。

② 他の行政機関において活用する場合

- 「社会保障番号」の運営機関から他の行政機関に対して、「社会保障番号」を含む情報を提供することとすれば、許認可等の事務処理の簡易迅速化に資すると考えられるが、既に住基ネットがこのような機能を有していることから、これにより新たなメリットが生ずるとは言い難い。

③ 民間の一般利用を認める場合

- 民間での一般利用を認める場合には、金融機関等において、本人確認及び個人情報の名寄せ手段として広く利用されることが考えられる。
ただし、民間において予想し難いような形で「社会保障番号」が濫用や悪用されることを防止することについて検討する必要がある。

IV. 費用について

(1) 費用の試算について

- 「社会保障番号」の導入費用については、その具体的な仕組みや運営機関をどの主体が行うのか等を決定する必要があるが、ここでは、いくつかの前提を置いた上で、粗い試算を行ったものであり、相当の幅を持って見る必要がある。

なお、より精緻な試算については、「社会保障番号」のより具体的なイメージが固まらないと困難である。また、実際にシステム開発等を行うに当たっては、できるだけ費用を節約できるよう工夫や努力を行うことが不可欠である。

【試算の前提】

- ・ 年金、医療、介護の各社会保険制度で利用する。
- ・ 既存の各制度固有の番号と「社会保障番号」を併用する。
- ・ 「社会保障番号」が記録されたカードを国民一人一人に配布する。
- ・ 「社会保障番号」は、基礎年金番号を活用する。
- ・ 運営機関は新たに設置（既存の機関を活用する場合は、下記の①の経費が減額されると見込まれる）する。ただし、庁舎等の費用は含んでいない。
- ・ システムには、保険者が運営機関に「社会保障番号」を照会する機能及び医療機関等が被保険者資格を確認するための機能のみを付与しており、併給調整、天引き、他制度等における給付状況の確認等の機能は付与していない。
- ・ 保険者に要する経費には、「社会保障番号」の収録・管理システム開発費、それに伴う既存システムの改修経費のみを計上しており、4情報を自動更新するシステム経費は含まれていない。
- ・ 人件費は考慮しない。

【試算】⇒ 別紙13参照

- ①運営機関に要する経費（「社会保障番号」に対応したソフト開発経費、住民票コード収録関係経費等）
 - 初期経費：約60億円程度
 - 経常経費：約1億円程度
- ②各保険者に要する経費（「社会保障番号」に対応したソフト開発経費、既存システムの改修経費等）
 - 初期経費：約190億円程度
 - 経常経費：約3億円程度
- ③医療機関や介護サービス事業者等で利用することとした場合に要する経費（「社会保障番号」に対応したソフト開発経費、既存システムの改修経費等）
 - 初期経費：約380億円程度
 - 経常経費：約40億円程度
- ④その他（リーフレット作成経費、「社会保障番号」カード作成・郵送費等）
 - 初期経費：約120億円程度
 - 経常経費：約1億円程度

以上の経費の他に、情報セキュリティに最大限配慮したネットワーク（例えば、IP-VPN（通信事業者が独自に構築した閉域 IP 網を介するネットワーク））を構築する場合や各保険者・医療機関にカードリーダーを導入する場合には、以下の経費が見込まれる。（別紙 14 参照）

①運営機関と各保険者・医療機関等のネットワーク構築費

初期費用 約 70 億円程度

経常経費 約 730 億円程度

②各保険者・医療機関等のカードリーダー導入経費

初期費用 約 420 億円程度

- なお、参考のために、住基ネット（指定情報処理機関の設置を含む。）の導入・運営に要する経費を見ると、初期費用については約 390 億円（平成 11 年度から 15 年度まで）である。

また、基礎年金番号の導入については、初期費用 430 億円（平成 6 年度から 9 年度まで）であり、介護保険番号の場合には、初期費用 720 億円（審査支払システム全体のコスト）であった。

(2) 費用分担の在り方

費用分担の在り方（財源、負担者等）については、更に論議が詰まっていく中で、例えば、どの番号をベースに構築していくかということや、この番号システムが社会保障以外の分野でも利用される可能性もあることなどに留意しつつ、今後、総合的に検討すべき事項である。

V. 国民の理解（個人情報保護等）

(1) 個人情報保護

- 「社会保障番号」を導入する場合の個人情報保護の在り方については、更に論点やイメージが詰まっていく中で、現行の個人情報保護法制の見直しの必要性の有無や情報セキュリティの仕組みについて検討する必要も生ずるものと思われる。（住民票コード、基礎年金番号の個人情報保護・セキュリティ確保措置については、別紙 15、16 参照）

- また、「社会保障番号」の導入の是非を検討するに当たっては、個人情報保護の在り方について国民的な議論を行い、コンセンサスを得ることが必要である。（別紙 17 参照）

(2) 費用対効果

- 「社会保障番号」の導入による現行社会保障制度での事務処理効率化の効果や導入のた

めの費用については、これまでの検討では上記の通りであったが、国民にとってのメリットや費用低減の可能性を含め、更に検討を深める必要がある。また、今後、将来的な社会保障分野における新たなサービスの導入や、社会保障分野以外における利用についての方針を明らかにし、そのメリット及びコストについて十分な議論を行った上、個人情報保護策の徹底と併せ、「社会保障番号」導入の必要性について国民の理解を得ることが不可欠である。

VI. 諸外国の状況

- 諸外国の状況については、更に調査を深めることが必要であるが、社会保障に関連する番号制度の例をいくつか挙げると、別紙18の通りである。
- 番号制度については、社会保障（アメリカ）、住民登録（スウェーデン）、身分証明（韓国、シンガポール）など当初の導入目的は様々であるが、社会保障分野にとどまらず、幅広い行政サービスで活用されている。また、民間利用も広く行われているが、アメリカではその濫用が問題とされている。

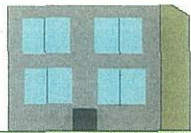
各制度固有の番号について(現状)

【現状】年金、医療、介護等の各制度・各保険者において、それぞれ番号を付番し、システムを構築した上で管理

	基礎年金 番号	医療保険	介護保険	雇用保険	(参考)住民票コード
番号形式	○○○○- ○○○○○○	各制度により異なる(下記の例参照)	○○○○○○○○○○	○○○○- ○○○○○○ -○	○○○○○○○○ ○○-○
管理者	全国統一 (社会保険庁)	政管:社会保険庁(1) 組合:各健保組合(1,584) 国保:市町村、組合(2,697) 共済:各共済組合(76)	市町村(約3,000)	全国統一 (厚生労働省)	都道府県知事(47) ※事務は指定情報 処理機関に委任。

例:医療保険制度の場合

健康保険組合



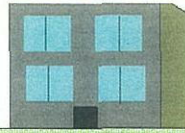
保険者数(17年3月末) 1,584

番号の仕組み

法別 都道府県 保険者別 検証番号
 ○○-○○-○○○-○+
 ○○○○ ○○○○○○
 事業所番号 被保険者番号

※事業所番号と被保険者番号の桁数の合計は、11桁以下。

政府管掌健康保険

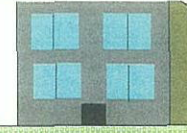


保険者数(17年3月末) 1

番号の仕組み

法別 都道府県 保険者別 検証番号
 ○○-○○-○○○-○+
 ○○○○ ○○○○○○
 事業所記号(かな) 被保険者番号

国民健康保険



保険者数(17年3月末) 2,697

番号の仕組み

都道府県 保険者別 検証番号
 ○○-○○○-○+

被保険者記号番号

※被保険者記号番号の桁数は、保険者により異なる。
 ※退職被保険者等には、都道府県番号の前に法別
 番号2桁が付される。

社会保障番号に関する関係省庁連絡会議の設置について

平成18年6月20日
関係省庁申合せ

1. 社会保障番号の仕組みや個人情報保護等、社会保障番号制度について総合的な検討を行うとともに、住民票コード、納税者番号制度等他の関連制度との関係についても検討するため、社会保障番号に関する関係省庁連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長 内閣官房内閣参事官(内閣官房副長官補付)

構成員 内閣官房内閣参事官(情報通信技術担当室)

内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(社会システム担当)

総務省自治行政局市町村課長

総務省自治税務局市町村税課長

総務省情報通信政策局情報流通振興課長

財務省主税局税制第一課長

厚生労働省職業安定局雇用保険課長

厚生労働省老健局介護保険課長

厚生労働省保険局総務課長

厚生労働省年金局年金課長

厚生労働省政策統括官(社会保障担当)付参事官

社会保険庁運営部企画課長

経済産業省経済産業政策局産業構造課長

3. 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。
4. 連絡会議の庶務は、内閣府及び厚生労働省の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項その他必要な事項は、議長が定める。

基礎年金番号について

I 基礎年金番号導入の目的

- わが国の年金制度は、従来、民間サラリーマンを対象とする厚生年金保険、公務員などを対象とする数種の共済組合、自営業者などを対象とする国民年金等に分立していた。
 - 昭和60年の年金制度改正により、全国民共通の基礎年金が導入され、国民年金は、自営業者、サラリーマン、公務員の区別なく、全ての人を対象として基礎年金を支給する制度となるとともに、厚生年金保険や共済組合は、その上乘せの報酬比例の年金を支給する制度に再編成された。
 - 一方、年金制度の加入者の記録は、国民年金、厚生年金保険、船員保険及び共済組合のそれぞれの保険者ごとに管理されており、基礎年金番号導入前においては、
 - ① 制度を通じた記録の把握が困難
 - 年金相談及び年金裁定時における記録確認に時間がかかる
 - 他制度の年金給付との併給調整もれが発生（他制度の年金受給者であるか否かの把握が困難）
 - ② 制度加入等の際に加入者に届出義務を課しており、届出等がなければ保険者側で情報の把握が困難
 - 国民年金の第1号被保険者及び第3号被保険者についての届出もれが発生（未加入者の把握が困難）
- という問題が生じており、こうした問題は、無年金者の発生など制度そのものの公平性、安定性が図れないことにもつながっていた。
- このような様々な問題解消を図り、年金保険事業運営の一層の適正化・効率化、並びに被保険者及び年金受給権者に対する一層のサービスの向上を図るために、平成9年1月から各年金制度共通の基礎年金番号を導入した。
- ※ なお、当時、国会において、国民総背番号制の導入への懸念から目的外利用の禁止の担保措置が求められ、専ら年金分野において活用する旨を答弁。

Ⅱ 基礎年金番号の付番状況

平成9年1月の基礎年金番号導入時

- ① 国民年金又は厚生年金保険の現存被保険者は、加入している制度（当時）の年金手帳記号番号を基礎年金番号として使用
- ② 国民年金又は厚生年金保険の年金受給権者は、裁定の基礎となった年金手帳記号番号（最終加入制度における番号）を基礎年金番号として使用
- ③ 共済組合の組合員・年金受給権者は、新規に基礎年金番号を払い出し（付番）

〈参考〉 平成9年1月時点の付番件数 10,156万件

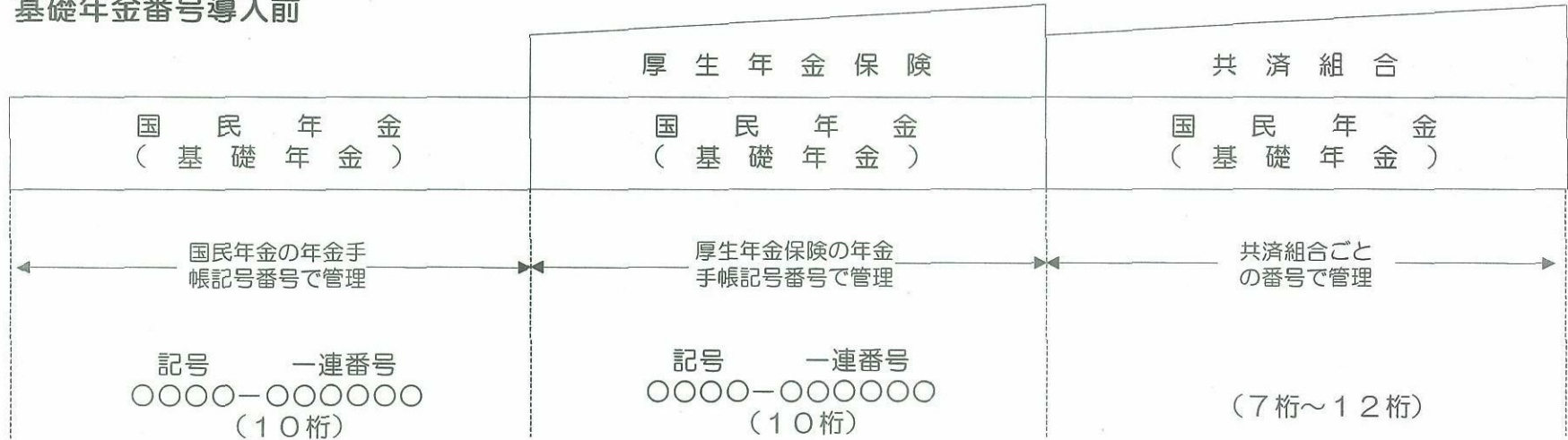
基礎年金番号導入後

- ① 公的年金制度への加入が初めての者は新規加入時に付番
- ② 平成9年1月時点において資格喪失していた者は、年金制度再加入時又は年金の裁定請求時に付番
- ③ 20歳未満の者又は過去に一度も年金制度に加入したことがない60歳以上の者等について遺族年金の裁定請求時に付番

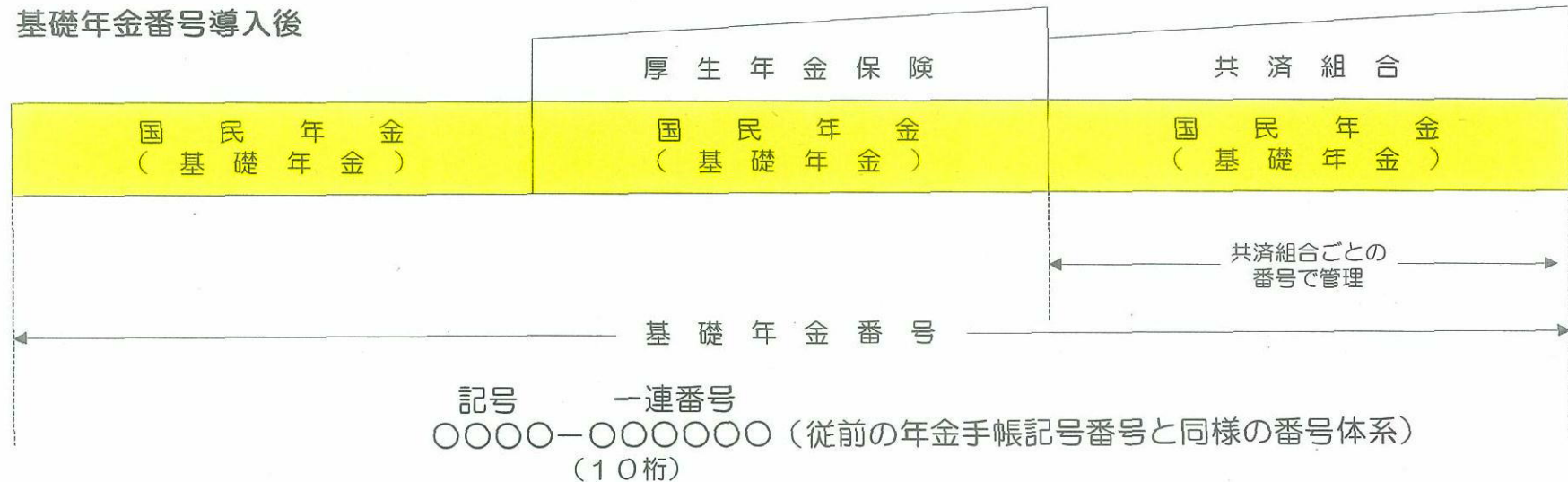
〈参考〉 平成18年5月時点の付番件数 10,426万件

年金番号の体系と付け方

○ 基礎年金番号導入前



○ 基礎年金番号導入後



住民票コードについて

住民基本台帳制度

○ 住民基本台帳法は、住民に最も身近な市町村において住民記録を基に簡素で統一的事務ができるよう、昭和42年に制定されたもの。

- ・ 住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎
- ・ 住民の住所に関する届出等の簡素化

- ・ 住民に関する記録の適正な管理
- ・ 住民に関する記録を正確かつ統一行的に行う

・住民の利便性の向上

・国及び地方公共団体の行政の合理化

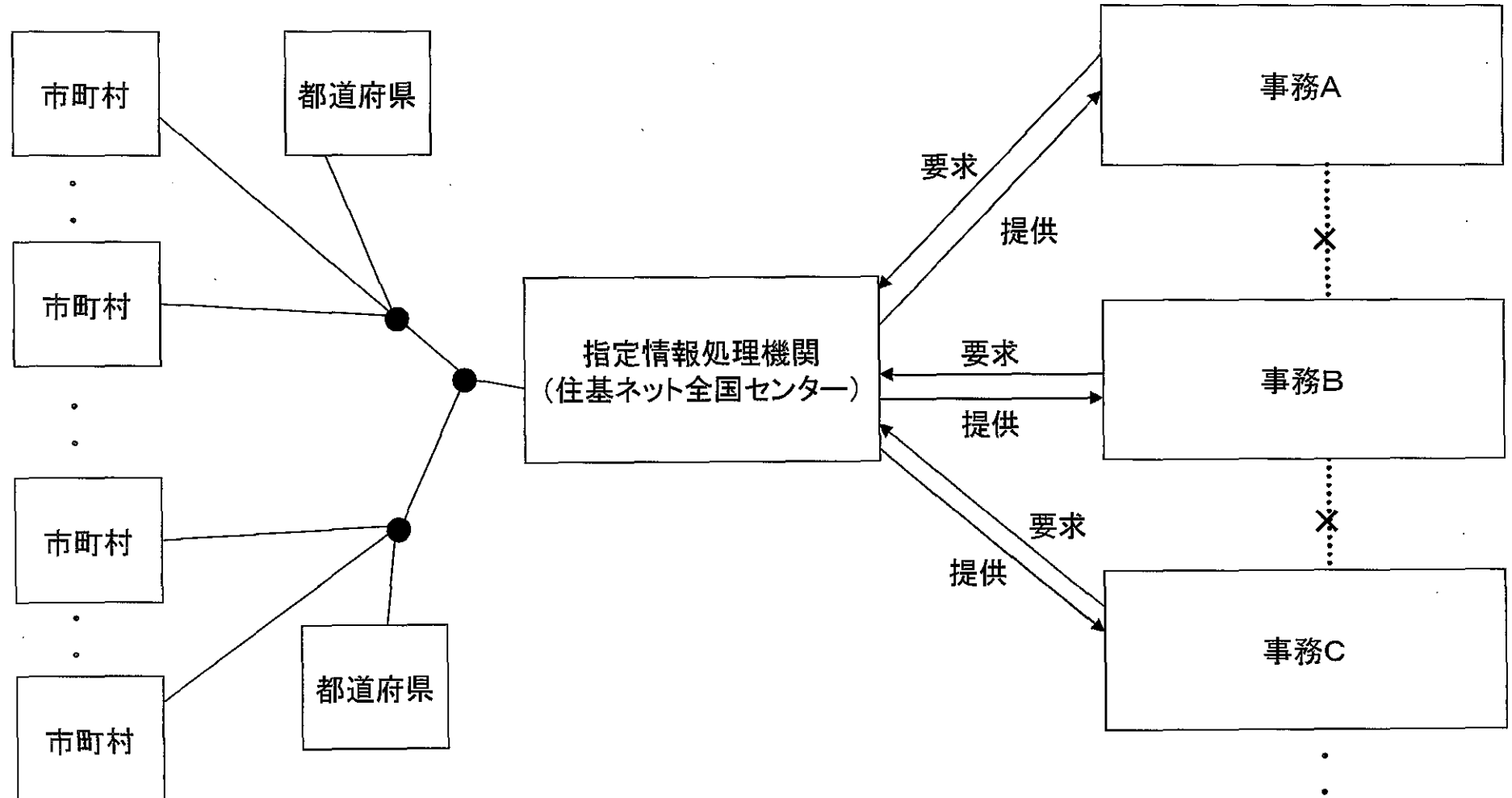


○ 住民基本台帳の主な記載事項

- ・ 氏名
 - ・ 出生の年月日
 - ・ 男女の別
 - ・ 世帯主の氏名、世帯主との続柄（世帯主についてはその旨）
 - ・ 戸籍の表示
 - ・ 住民となった年月日
 - ・ 住所
 - ・ 住所を定めた年月日
 - ・ 従前の住所
 - ・ 転入届の年月日
 - ・ 住民票コード
- 等

住民票コードの利用について

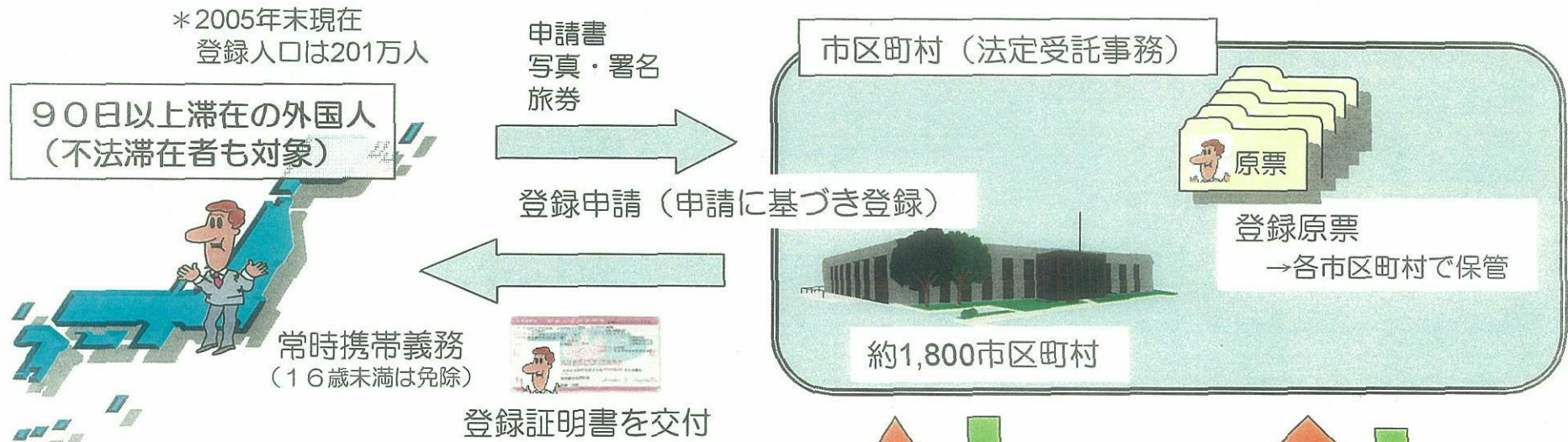
- 住民票コードは、指定情報処理機関から行政機関等に対して本人確認情報(氏名、住所、性別、生年月日、住民票コード及びそれらの変更情報)を提供する際に、簡易迅速な処理を可能とするもの。
- 本人確認情報の提供は指定情報処理機関から行政機関等に対して行われる(一方通行)。
- 行政機関等に提供された本人確認情報は、それぞれの事務ごとに分散管理されているところ。



外国人登録制度について

【外国人登録制度の目的】

「外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって、在留外国人の公正な管理に資すること。」
 (外国人登録法第1条)



技術的助言等

報告

照会

回答

外国人登録番号

1 全国一連番号

16歳以上 9ケタの数字 (例) 「**B**123456781」

16歳未満 8ケタの数字 (例) 「**K**12345678」

2 番号の変更

- ・16歳以上になったとき など
- ・単純出国して新たに出国したとき



法務省入国管理局



他の機関

国の機関

住民票コードの利用制限について

【行政機関等】

行政機関等は、住民基本台帳法に規定する事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、住民票コードを告知することを求めてはならない。

【民間】

(1) 告知要求制限

第三者に対して、住民票コードを告知することを求めてはならない。

(2) 契約時の告知要求制限

契約の申込みをしようとする第三者等に対し、住民票コードを告知することを求めてはならない。

(3) データベースの構築禁止

他に提供されることが予定される住民票コードの記録されたデータベースを構成してはならない。

(4) 都道府県知事による中止勧告・命令

都道府県知事は、(2)又は(3)の規定に違反する行為が行われた場合には、当該行為を中止すべきことを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

都道府県知事は、この勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる(命令に従わない場合、罰則の適用あり。)

基礎年金番号の活用状況

- 基礎年金番号の導入により、社会保険庁において、各制度間を異動する加入者などに関する情報を把握する仕組みを構築。
 - ※ 共済年金の加入記録については、各共済組合において管理しているため、基礎年金番号をキーに各共済組合と資格取得・喪失等の情報交換を行い、各制度間を異動する加入者の状況を把握。
- 基礎年金番号の導入の効果は以下のとおり。

① 年金個人情報提供サービスの充実

- 58歳通知の実施（平成16年3月～）
58歳到達者を対象として年金加入状況・年金見込額を通知。
- 年金加入状況の情報提供（平成17年1月～）
被保険者等に基礎年金番号を入力していただいたうえで、インターネットにより、加入状況等の情報を電子的に回答するサービスを実施。
- 裁定請求書の事前送付（平成17年10月～）
年金加入記録を印字した裁定請求書を、年金支給開始年齢直前に送付。
- 前年分の年金加入状況の提供（平成17年11月～）
国民年金保険料控除証明書の発行対象者に対し、前年分の年金加入状況を参考情報として提供。

- ID・パスワード方式による年金加入状況の提供（平成18年3月～）

被保険者本人の年金加入状況を24時間365日いつでもインターネットで確認可能とする。

- ポイント制の導入（平成20年4月～）

国民年金・厚生年金保険の納付実績を、「ポイント」により提供。

② 年金相談・裁定事務の的確、迅速化

- 年金の加入記録を基礎年金番号により各制度を通じて把握できることから、年金相談や年金裁定における的確、迅速な対応が可能。

③ 制度間調整による過払い防止

- 複数年金の受給等による年金の過払いの防止（平成9年1月～）

基礎年金番号をキーとして各制度間の年金情報を交換することにより、複数年金の受給等による年金の過払いを未然に防止。

④ 各種届出の省略

○ 国民年金の種別変更届出の省略（平成9年1月～）

自営業者等（第1号・第3号被保険者）がサラリーマン（第2号被保険者）になった際に届出を義務づけていた、国民年金の種別変更の届出を省略。

○ 年金受給権を複数有する方の届出の簡素化（平成9年1月～）

複数の年金受給権（国民年金と厚生年金保険の間）に共通する届出（死亡・氏名変更・生存証明等）について、一つの年金受給権に対する届出に簡素化。

⑤ 未加入者への加入勧奨等

○ 国民年金未加入者への加入勧奨（平成10年6月～）

会社を退職した者の国民年金への加入もれを防ぐため、国民年金の第1号被保険者又は第3号被保険者に該当すると思われる者に対して届出の勧奨を実施。（退職後2ヶ月経過時に送付。）

平成17年8月から、届出勧奨後もなお届出を行わない場合、職権で適用を実施。

基礎年金番号に関する新たな展開

～住基ネットの活用と基礎年金番号の法定化～

① 現在の社会保険庁における住基ネットの活用

社会保険庁においては、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）から、本人確認情報の提供を受けて、

① 20歳到達者情報の取得による国民年金の加入勧奨（平成15年4月～）

② 裁定請求の際の住民票の写しの添付省略（平成15年10月～）

を実施しており、

③ 年金受給権者の生存確認による現況届の省略（平成18年10月～（12月生月者から省略の対象））

を実施する予定としている。

② 今後の住基ネット活用によるサービス拡充

現在国会に提出している「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」において関係法律を改正し、今後、さらに、次のサービス拡充を図ることとしている。

(1) 国民年金の未加入者対策（平成18年度～）

34歳に到達した者の本人確認情報を住基ネットから取得し、国民年金が適用されていない者（未加入者）に対して資格取得届出の勧奨を行う。

(2) 国民年金、厚生年金等の被保険者等の住所変更等の届出の省略（平成23年4月～）

現在、国民年金、厚生年金等の被保険者・年金受給権者の住所等が変更になった場合には、市町村又は事業所を通じて届け出ていただいている。これについて、住基ネットから被保険者・年金受給権者の本人確認情報を取得し、ねんきん事業機構において記録を変更することにより、住所変更等の届出が不要となる。

③ 基礎年金番号の法定化

- 年金を始めとする社会保障制度に関する業務を効率的に実施するため、現在国会に提出している「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」において関係法律を改正し、基礎年金番号を国民年金原簿及び厚生年金保険の原簿の記載事項として法定化し、ねんきん事業機構の業務と他の社会保障に関する業務の連携を図るため基礎年金番号を活用することとする。
- 具体的な活用方法として、
 - ・ 障害年金と傷病手当金の併給調整
 - ・ 障害・遺族年金と労災年金の併給調整など年金と他の制度との調整等に活用することを検討する。
- 基礎年金番号を適正に活用するため、住民基本台帳法に準じて、番号の告知要求制限等の措置を講じる。

住基ネットの活用状況

【行政機関等に対する本人確認情報の提供の現状】

- 平成14年8月から、住基ネットから行政機関に対して、本人確認情報（氏名、住所、性別、生年月日、住民票コード及びそれらの変更情報）の提供を開始。
- 住基ネットの本人確認情報を利用・提供できる主体及び事務
 - (1) 住民基本台帳法別表第1から第5までの規定により本人確認情報を利用している主な事務
 - ・ パスポートの交付申請
 - ・ 厚生年金・国民年金の裁定請求
 - ・ 恩給受給者の受給権調査申立書の市町村長の証明の省略
 - ・ 共済年金等の受給者の現況届等の省略 等
 - (2) 住民基本台帳法に基づく都道府県の条例により本人確認情報を利用している主な事務
 - ・ 県税の徴収事務（秋田県、福島県、茨城県、兵庫県、滋賀県等）
 - ・ 恩給の給付事務（宮城県、福島県、茨城県、兵庫県、長崎県等） 等
- ※ 国の行政機関等に対して年間約3000万件の本人確認情報を提供（各種年金の支給事務において年間約500万件の現況届等が省略）（平成16年度）。
- ※ 各種行政手続において年間約300万件の住民票の写しの添付が省略

「社会保障番号」導入による雇用保険と老齢厚生年金の調整事務効率化効果額（試算）

<効果額の考え方>

社会保険庁では、特別支給の老齢厚生年金の裁定に当たり、業者に委託し、基礎年金番号と雇用保険被保険者番号を2つの番号を入力させているが、「社会保障番号」を導入すれば、番号の入力回数の減による入力及び確認時間の短縮に伴い、委託費を節約することが可能になる。

なお、雇用保険被保険者番号を入力しなければならない裁定請求書の件数については把握していないため、裁定請求書全てに被保険者番号が入力されており、それらを全て省略できると仮定した上で、試算を行う。

(積算方法)

雇用保険被保険者番号の入力及び確認にかかる年間必要時間	
$\left(\begin{array}{l} \text{特別支給の老齢厚生年金の} \\ \text{平成15年度新規裁定件数} \\ 1,358,506 \text{件} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{1件あたりの入力及び} \\ \text{確認にかかる時間} \\ 5 \text{秒} \end{array} \right) = 6,792,530 \text{秒}$	

$$6,792,530 \text{秒} \div 3600 \text{秒} \approx 1,887 \text{時間}$$

$$1,887 \text{時間} \times \left(\begin{array}{l} \text{平成18年度入力委託にかかる派遣} \\ \text{職員の時給単価（落札額全国平均）} \\ 1,074 \text{円} \end{array} \right) = \underline{2,026,638 \text{円}}$$

「社会保障番号」導入による介護保険料の特別徴収事務効率化効果額（試算）

＜効果額の考え方＞

市町村職員が行う4情報による本人確認を「社会保障番号」による確認に変更することにより、事務処理時間を90%短縮できると仮定し、それによる人件費節約額を試算する。

1. 全国の第1号被保険者における特別徴収の状況（平成18年1月末時点）

【第1号被保険者数】	25,710,452人
うち特別徴収（推計）	20,568,362人

※ 特別徴収の人数は平成18年1月末時点では把握していないため第1号被保険者の80%として推計。

2. ある保険者の事務処理時間（例）

- 現在、コンピュータにより4情報を用いて特別徴収に関するマッチングを行っているが、その3.5%～4.7%が完全に一致せず、目視による同定作業を必要としている。作業については、1人が約半日かけて、1時間当たり約100人のデータを突合している。

【第1号被保険者数】	10,635人
うち特別徴収（推計）	8,508人
【データ不一致】	約300～400人
（人による目視が必要）	
【必要処理時間】	約半日（3～4時間）
（作業は一人による）	

3. 全国的な事務処理時間（試算）

- データの不一致率を4.1%（前述の不一致率平均）と仮定すると、全国でデータが一致しない人数は、次のとおり。

$$20,568,362人 \times 4.1\% = 843,303人$$

- また、100人のデータを1時間で作業するものとした場合、1年間における全国の事務処理時間は、次のとおり。

$$843,303人 \div 100 = 約8,433時間$$

（手作業処理時間、全国・年間合計）

4. 「社会保障番号」導入による事務処理時間の減

- 「社会保障番号」導入により手作業処理時間を10分の1に短縮できると仮定すると、全国で1年間に7,590時間、事務処理時間を減らすことができる。

$$8,433\text{時間} \times 0.9 = 7,590\text{時間}$$

5. 人件費の節約効果

- 実際の事務処理を行っているのは、市町村の職員であるが、その単位時間当たりの人件費コストについては、次により、2,902円/時間と試算される。

- ・1人当たり平均給与月額（都市、平成17年4月1日現在） → 354,954円 【ア】

※「地方財政白書」より

- ・1人当たり年間平均給与額（【ア】×（12ヶ月+4.45ヶ月）） → 5,838,993円 【イ】

- ・1ヶ月当たり労働時間（平成17年度、一般労働者、総実労働時間、事業規模30人以上）

- ※「毎月勤労統計調査」より → 167.7時間 【ウ】

- ・年間労働時間（【ウ】×12ヶ月） → 2012.4時間 【エ】

- ・単位時間当たりの人件費コスト（【イ】÷【エ】） → 2,902円

- よって、「社会保障番号」導入による介護保険料の特別徴収事務効率化の効果額は、全国で年間約2,200万円である。

$$7,590\text{時間} \times 2,902\text{円/時間} = 22,026,180\text{円}$$

納税者番号制度について

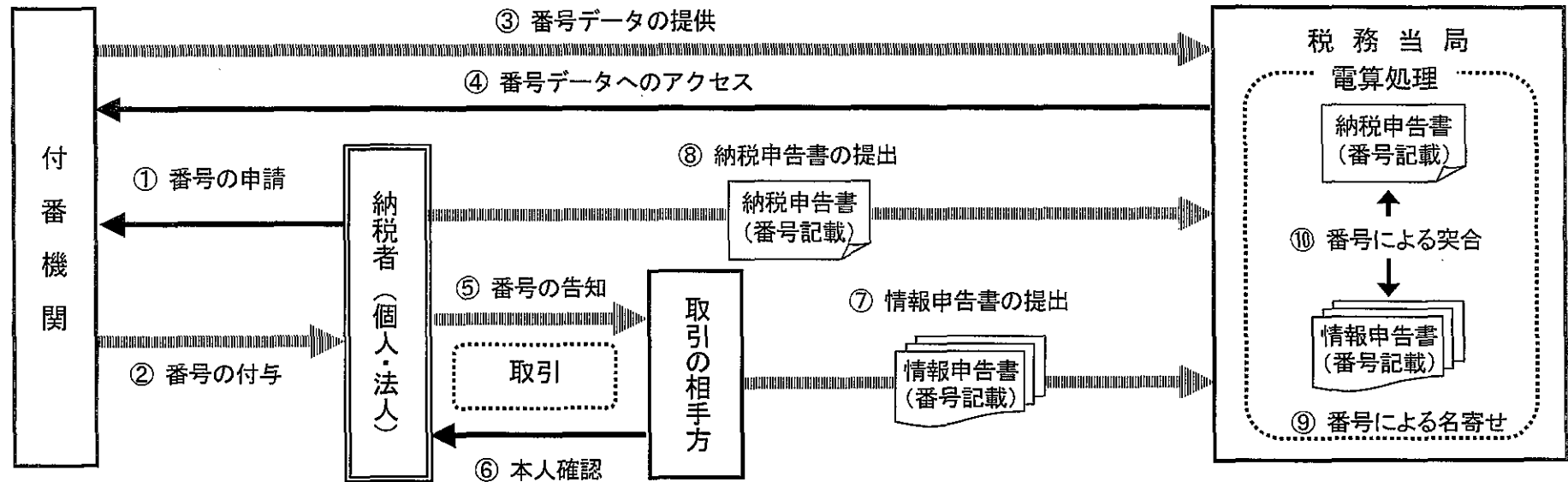
納税者番号制度とは、

納税者に広く番号を付与し、

(イ) 各種の取引に際して、納税者が取引の相手方に番号を告知すること

(ロ) 納税申告書及び取引の相手方が税務当局に提出すべき情報申告書に番号を記載すること

を義務づけることにより、納税者から提出される申告書と、取引の相手方から提出される資料情報を、その番号をキーとして集中的に整理(名寄せ)及びマッチング(突合)する方式である。



主要論点

- 付番制度 (付番方式、民間利用等)
- 番号記載の対象となる取引の範囲
- セキュリティ確保、プライバシー保護
- 番号利用にかかるコスト、経済取引への影響等

「社会保障番号」導入経費について（試算）

- 「社会保障番号」の導入費用については、その具体的な仕組みや運営機関をどの主体が行うのか等を決定する必要があるが、ここでは、いくつかの前提を置いた上で、粗い試算を行ったものであり、相当の幅を持って見る必要がある。

なお、より精緻な試算については、「社会保障番号」のより具体的なイメージが固まらないと困難である。また、実際にシステム開発等を行うに当たっては、できるだけ費用を節約できるよう工夫や努力を行うことが不可欠である。

(1) 試算上の前提は、次のとおりとする

- ・年金、医療、介護の各社会保険制度で利用する。
- ・既存の各制度固有の番号と「社会保障番号」を併用する。
- ・「社会保障番号」が記載されたカードを国民一人一人に配布する。
- ・「社会保障番号」は、基礎年金番号を活用（新たな番号を付番する場合は、社会保険庁のシステム開発・改修費が別途必要と見込まれる。）する。
- ・運営機関は新たに設置（既存の機関を活用する場合は、下記の①の経費が減額されると見込まれる）する。ただし、庁舎等の費用は含んでいない。
- ・システムには、保険者が運営機関に「社会保障番号」を照会する機能及び医療機関等が被保険者資格を確認するための機能のみを付与しており、併給調整、天引き、他制度等における給付状況の確認等の機能は付与していない。
- ・保険者に要する経費には、「社会保障番号」の収録・管理システム開発費、それに伴う既存システムの改修経費のみを計上しており、4情報を自動更新するシステム経費は含まれていない。
- ・人件費は考慮しない

(2) 分類は次のとおりとする

- ① 運営機関に要する経費
- ② 各保険者に要する経費
- ③ 医療機関や介護サービス事業者等で利用することとした場合に要する経費
- ④ その他（リーフレット作成経費、「社会保障番号」カード作成・郵送費等）

1. 運営機関に要する経費

初期経費：約 60 億円程度

住民票コードを管理する指定情報処理機関の初期経費 56 億円と同額と仮定

経常経費：約 1 億円程度

機器保守費 6,300 万円

システム維持費 3,200 万円

2. 各保険者に要する経費

既存の番号体系と「社会保障番号」を併用し、制度を跨る事務処理に「社会保障番号」を活用する。また、各保険者（6,419 機関）の既存システムとリンクするためのシステム改修を行う。

初期経費：約 190 億円程度

$$300 \text{ 万円} \times 6,419 = 192 \text{ 億 } 5,700 \text{ 万円}$$

経常経費：約 3 億円程度

$$5 \text{ 万円} \times 6,419 = 3 \text{ 億 } 2,100 \text{ 万円}$$

3. 医療機関や介護サービス事業者等で利用することとした場合に要する経費

医療機関や介護サービス事業者等（約 37.5 万）の既存システムとリンクするためのシステム改修を行う。

初期経費：約 380 億円程度

$$10 \text{ 万円} \times 37.5 \text{ 万} = 375 \text{ 億円}$$

経常経費：約 40 億円程度

$$1 \text{ 万円} \times 37.5 \text{ 万} = 37 \text{ 億 } 5,000 \text{ 万円}$$

4. その他（リーフレット作成経費、「社会保障番号」カード作成・郵送費等）

初期経費：約 120 億円程度

事前周知費（リーフレット作成経費） 1,200 万円

（社会保険庁の住民票コード収録結果の事前周知費と同額）

カード作成経費 12,600 万人 \times 10 円 = 12 億 6,000 万円

（国民一人一人に一枚 10 円のカードを配布）

社会保障番号シール作成費 12,600 万人 \times 2 円 = 2 億 5,200 万円

（国民一人一人に 2 枚ずつ（年金手帳、健康保険証）社会保障番号のシールを配布）

カード・シール郵送費 12,600 万人 \times 80 円 = 100 億 8,000 万円

（国民一人一人にカード・シールを封書で郵送）

経常経費：約 1 億円程度

カード作成費 100 万人 \times 10 円 = 1,000 万円

カード郵送費 100 万人 \times 80 円 = 8,000 万円

（年間出生数を 100 万人と仮定）

※この他、住基ネットへの照会手数料等も発生する。

納税者番号として求められる基礎的条件

(「個人所得課税に関する論点整理」等による。)

● 「個人所得課税に関する論点整理」(抄) (平成17年6月 税制調査会基礎問題小委員会)

6. 納税環境の整備

(1) 納税者番号制度

ハ) 納税者番号制度を議論する上で、そもそも税務行政にのみ活用される番号制度として考えるのか、税務も含め、広く行政全般に利用される番号制度として考えるのかという点については整理しておく必要がある。

現下の著しい情報通信技術の進展を踏まえ、わが国では、世界最先端のIT国家を目指し各種の取組みが行われている。その中でも、電子政府・電子自治体の構築は重要な課題と位置付けられている。利便性を考えれば、こうした番号制度についても、税務行政にとどまらず様々な行政分野で活用されることが望ましい。しかしながら、本来、こうした問題は、高度情報通信社会におけるわが国行政のあり方をどう考えるかといった見地から、政府全体として幅広い検討を行った上で、最終的には国民全体として判断すべき性格のものであろう。

いずれの場合であっても、当該番号が税務行政に活用される以上、法律上の根拠を持ち、全国一連の番号によって、大多数の国民を、二重付番なく生涯にわたってカバーし、番号を付与した後の住所・氏名等の異動を管理できる体制となっていることは最低限必要である。また、プライバシー保護を含めたシステムにおけるセキュリティが十分確保されることが不可欠であろう。そうした意味からは、基礎年金番号を利用する「年金番号方式」については、法律上の根拠を付与し、年金非対象者等も含め広く全国民に自動的に付番する仕組みとするなどの改善が必要である。住民票コードについては、既に法律上の枠組みが存在することから、喫緊の課題として税務行政に活用される番号制度を早急に導入する必要がある場合には、「住民基本台帳方式」を採ることが現実的であろう。ただしその場合には、住民票コードの民間利用を許容することが必要となる。

- ① 法律上の根拠を持つこと。
- ② 全国一律の番号によって、大多数の国民を、二重付番なく生涯にわたってカバーしていること。
- ③ 番号を付与した後の住所・氏名等の異動を管理できる体制となっていること。
- ④ 民間利用が許容され、納税者と相手方との自己証明・本人確認の場面で活用できること。
- ⑤ プライバシー保護を含めたシステムにおけるセキュリティが十分確保されていること。

加えて、国民の利便性や行政の効率性の観点から、受益を伴う行政分野をはじめ、様々な行政分野で活用されている番号であることが望ましい。

主要国における納税者番号制度の概要（未定稿）

		番号の種類	適用業務	付番者（数）	人口 (2001年現在)	付番維持 管理機関	付番の 根拠法	実施年
社会 保障 番号 を 活用	ア メ リ カ	社会保障番号 (9桁)	税務、社会保険、年 金、兵役等	約4億200万人(累積 数) (2000年末現在)	2億8,480万人	社会保障庁	社会保障法	1962年
	カ ナ ダ	社会保険番号 (9桁)	税務、失業保険、年 金等	約3,153万人 (累積数) (1997年現在)	3,111万人	人的資源開発省	失業保険法	1967年
住 民 登 録 番 号 を 活 用	デ ン マ ー ク	統一コード (10桁)	税務、年金、住民管 理、諸統計、教育等	全住民	533万人	内務省 中央個人登録局	個人登録に 関する法律	1968年
	ス ウェ ー デン	統一コード (10桁)	税務、社会保険、住 民管理、諸統計、教 育等	全住民	883万人	国税庁	人口登録制 度に関する 勅令・政令	1967年
	ノ ル ウ ェ ー	統一コード (11桁)	税務、社会保険、諸 統計、教育、選挙等	全住民	451万人	登録庁	人口登録制 度に関する 法律	1970年
	韓 国	住民登録番号 (13桁)	税務、社会保障、旅 券の発給等	全住民	4,734万人	内務部	住民登録法	1993年
	シ ン ガ ポ ール	統一コード (1文字8数字)	税務、年金、車両登 録等	全住民	413万人	内務省 国家登録局	国家登録法	1995年
税 務 番 号	イ タ リ ア	統一コード (文字及び数字 の組合せ)	税務、諸許認可等	約5,000万人 (1997年現在)	5,795万人	経済財政省	納税者登録 及び納税義 務者の納税 番号に関する 大統領令	1977年
	オ ース トラ リア	統一コード (9桁)	税務、所得保障等	約1,250万人 (1996年現在)	1,949万人	国税庁	1988年度税 制改正法	1989年

(注) イギリス、フランス及びドイツには納税者番号制度はない。

別紙11で試算した経費の他に、情報セキュリティに最大限配慮したネットワークを構築する場合や各保険者・医療機関にカードリーダーを導入する場合には、以下の経費が見込まれる。

1. ネットワーク構築経費：初期経費70億円、経常経費：730億円

IP-VPNという通信事業者が独自に構築した閉域IP網を介するネットワークを構築することにより、セキュリティを高める

(1) 運営機関と各保険者(6,419機関)間

初期経費：約1億円程度

運営機関 2(正系と副系)×4万円=8万円

保険者 6,419×2万円=1億2,800万円

経常経費(回線使用料)：約13億円程度

運営機関 2×1,200万円=2,400万円

保険者 6,419×19万2千円=12億3,200万円

(2) 運営機関と医療機関等(37万5千)間

初期経費：約70億円程度

医療機関等 37.5万×2万円=70億円

経常経費(回線使用料)：約720億円程度

医療機関等 37.5万×19万2千円=720億円

2. カードリーダー導入経費

各保険者、医療機関等にカードリーダーを導入(病院(約9千機関)は各5台、その他は1台と仮定)する。

初期経費…(6,419+36.6万)×10万円×1台+9千×10万円×5台=420億円

※この他、各保険者、医療機関等でパソコン等が必要になる可能性がある。

住基ネットにおける個人情報保護・セキュリティ確保のための措置

■ 保有情報の制限・利用の制限

- 都道府県や指定情報処理機関が保有する情報は、4情報（氏名・住所・生年月日・性別）、住民票コード及びこれらの変更情報に限定
- 情報提供を行う行政機関の範囲や利用目的を限定
- 住民票コードの民間利用を禁止、住民票コードはいつでも変更請求が可能

■ 内部の不正利用の防止

- システム操作者に守秘義務を課し、刑罰を加重（2年以下の懲役または100万円以下の罰金）
- 操作者用ICカードやパスワードにより、操作者を限定
- 追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存
- 照会条件の限定

■ 外部からの侵入防止

- 専用回線の利用、指定情報処理機関が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDSによる侵入検知
- 通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信を行う際にはデータを暗号化
- 通信プロトコルは、SMTP、HTTP、FTP、Telnet等は使用せず。独自のアプリケーションによる通信

■ 住基カードの個人情報保護措置

- 住基カードは住民の申請により交付
- 住基ネットサービス利用エリア、個人認証サービス利用エリア、市町村独自サービスエリアはそれぞれ独立
- 住民票コードは住基ネットサービスエリア以外では使用禁止

■ その他の措置

- 全市区町村におけるチェックリストによる自己点検とそれに基づく指導・外部監査法人によるシステム運営監査
- 本人確認情報提供状況の開示を実施
- 行政機関個人情報保護法により国の機関等の担当職員が正当な目的がなく個人情報を提供した場合（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）、不正な利益を図る目的で個人情報の提供又は盗用を行ったり、職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用して個人の秘密を収集した場合（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）に刑罰が加重。

基礎年金番号の適切な取扱いについて（個人情報保護の徹底）

これまでの取組

- 職員ごとのカード番号の固定化（16年7月～）
及び本人識別パスワードの導入（16年10月～）
- 社会保険業務センター等において、職員による被保険者情報の閲覧行為を調査確認できるシステムの整備（17年1月～）
- 全職員を対象とした研修の継続的な実施（随時）

今後のもう一段の取組

現在、国会に提出している社会保険庁改革関連法案に以下の事項を盛り込んでいる。

○ねんきん事業機構における年金個人情報の保護規定の整備（20年10月～）

年金個人情報については、年金事業の運営のため必要な場合、法律の規定に基づき利用・提供しなければならない場合、法令で具体的に明らかにした事務について利用・提供する相当な理由があると認められる場合以外には、利用又は提供できないものとする。

○基礎年金番号の法定化（20年10月～）

年金業務と他の社会保険に関する業務の連携を図る上で、基礎年金番号を法定化し、適正に活用するための利用制限等の措置を講じる。

住基ネット関連訴訟の状況

【国が被告となっている訴訟】

- 国に対する損害賠償請求と、都道府県、市町村、地方自治情報センターに対して住民票コードの削除等を求める訴訟。全国で35件が係属中(13地方裁判所、うち8件が高裁へ)

〈これまでの判決〉

- ・ 金沢地裁(H17.5.30判決)では被告一部敗訴
- ・ 名古屋地裁(H17.5.31判決)、福岡地裁(H17.10.14判決)、大阪地裁(H18.2.9判決)、千葉地裁(H18.3.20判決)、東京地裁(H18.4.7判決、H18.7.26判決)、和歌山地裁(H18.4.11判決)は被告全面勝訴

〈原告の主張〉

- ・ 個人情報の漏洩や目的外利用等によりプライバシーが侵害される。
 - ・ 行政が一方的に国民に番号を付すことは、人格権の侵害に当たる。
 - ・ 住民票コードは違法なデータマッチングのマスターキーとなるおそれがある。
 - ・ 原告らの同意なく住基ネットに接続することは、自己情報コントロール権の侵害に当たる。
- 国に対する損害賠償請求と、都に対する非通知希望者以外の区民の本人確認情報を受領する義務の確認を求める訴訟(杉並区が原告)。東京地裁(H18.3.24判決)では被告全面勝訴。

【国が被告となっていない訴訟】

- 国が被告となっていない訴訟では、これまでに地裁判決が10つ出ているが、いずれも被告自治体が勝訴(うち3件は勝訴確定)。残り7件は高裁へ控訴されたが3件については高裁でも勝訴(うち1件は勝訴確定)。さらにそのうちの1件は上告が棄却され確定。

諸外国の社会保障に関連した番号制度について
—未定稿—

※ 以下については、総務省、財務省、厚生労働省、(財)自治体国際化協会、各国政府等の資料により作成。なお、内閣府では、現在、諸外国(仏、独等)における社会保障に関連した番号制度の詳細について調査を行っているところ。

1. アメリカ

(1) 番号の種類・経緯

- ・ 社会保障番号 (Social Security Number)。根拠法は、社会保障法。
- ・ 番号導入の経緯は、下記のとおり。当初、社会保障給付支払いの基礎となる個人収入額の記録として利用され、納税者番号としての利用は1962年から。

1936年	社会保障番号の導入
1943年	社会保障番号を行政統一番号として利用開始
1961年	ケネディ大統領の租税教書における納税者番号制度の勧告及び内国歳入法改正
1962年	納税者番号制度の導入
1974年	プライバシー法の成立
1976年	社会保障番号を納税者番号として利用することを法制化
1982年	納税者番号等を通知しない者に対する裏打ち源泉徴収の導入
1986年	扶養控除の適用者に扶養親族の番号の申告書への記載を義務化 不動産取引、ロイヤリティの支払等情報申告書提出の対象となる取引を大幅に拡大
1988年	データ照合・プライバシー保護法の成立

- ・ 社会保障番号を必要とする個人は、申請しなければならず、取得者は、外国人を含む全人口の90%以上(2000年末現在、累積約4億200万人)。
- ・ 番号の主要目的が収入の記録であるため、米国で働くことを公認された個人にのみ割り当てられる。個々人は一つの番号を割り当てられ、番号は一生変わらない。
- ・ 番号は、9桁のコード番号で構成。上3桁番号が申請された州・地域番号、中2桁は発行グループ番号、下4桁は連番号(発行グループ番号の中の連番)。

(2) 付番維持管理

- ・ 社会保障庁

(3) 行政における利用範囲・利用方法

- ・ 社会保障税の納税額により、年金の受給権・受給額及び老人医療の適用の有無を決定。
※ 年金と老人医療の受給権は一体であり、本人又は配偶者が 10 年間社会保障税の支払いが受給権発生の要件
- ・ 社会保障に限らず、広く利用。(税務、兵役など)

(4) 民間利用

- ・ 本人識別番号(身分証明)として、社会生活のあらゆる場面で日常的に活用。
例) 民間保険加入、銀行口座開設、消費者金融、住居賃貸、電気・ガス等

(5) 個人情報の保護策

- ・ 民間利用の規制なし ⇒ 濫用、盗用、個人情報の売買等
※ 連邦プライバシー法は、行政機関保有の個人情報のみ対象。

(6) 留意点

- ・ 国の年金及び老人医療制度という単一の制度・保険者のため、加入者・受給者が制度間・保険者間を異動することもない。制度・保険者が分立する我が国とは事情が異なることに留意が必要。

2. スウェーデン

(1) 番号の種類・経緯

- ・ 全住民に住民登録番号を付番。根拠法は、人口登録制度に関する勅令・政令。
- ・ 番号導入の経緯は、次のとおり。1947 年に住民登録番号として導入。1967 年から社会保障、税務目的等で使用。

1947 年	住民登録番号の導入(教会管理の個人識別番号が前身)
1967 年	住民登録制度の電算化 住民登録番号を 10 桁に変更 行政統一番号化、納税者番号制度の導入 (社会保障、税務目的等で使用開始)
1973 年	データ保護法の成立
1987 年	利子・配当等に関する情報申告書提出の義務化
1991 年	番号情報の管理を教会から国税庁へ移管
1995 年	所得や税額を税務当局が集計・記載した納税申告書送付の開始

(2) 付番維持管理

- ・ 国税庁

(3) 行政における利用範囲・利用方法

- ・ 住民管理、社会保障、税務、諸統計、教育等。
- ・ 住民登録番号を基礎に、国の社会保障関係給付記録等は一元的に管理されている。年金については、この記録を基に個人へ情報を開示。
- ・ 社会保障記録としては、個人毎の記録として、疾病手当支給記録、児童手当支給記録等が存在。年金においては、所得年金記録（社会保険庁が管理）と積立年金記録（積立年金庁が管理）。

(※) 医療は広域自治体、福祉サービスは基礎的自治体が税方式で実施しているため、国は管理していない。

(4) 民間利用

- ・ 民間でも広く活用。

3. シンガポール

(1) 番号の種類・経緯

- ・ 全住民にID番号を付番。根拠法は、国家登録法。
- ・ 出生時に9桁の番号を付番。

(2) 付番維持管理

- ・ 内務省国家登録局

(3) 行政における利用範囲・利用方法

- ・ IDカード、税務、強制貯蓄口座、運転免許、パスポート、車両登録等
- ・ 番号により、個人毎の強制貯蓄口座の貯蓄額を記録。

(※) 老後生活資金、医療費、住宅購入等、使途が限定された労使による強制貯蓄制度であり、社会保険ではない。

(4) 民間利用

- ・ 民間でも広く活用。

(5) 留意点

- ・ 強制貯蓄口座は、単一の国営制度で運営されているため、制度・保険者が分立する我が国とは事情が異なることに留意が必要。

4. 韓国

(1) 番号の種類・経緯

- ・ 住民登録番号。根拠法は、住民登録法。
- ・ 番号導入の経緯は、次のとおり。

1962年	導入（希望者のみ）
1968年	全住民に番号の付与 18歳以上の者に住民登録証の発給
1970年	住民登録証にIDとしての役割（行政機関のみで使用）
1975年	住民登録証の発給対象者を17歳に引き下げ
1980年	民間利用の解禁
1991年	個人情報保護に関する規定の新設
1993年	納税者番号として利用

- ・ 出生時に13桁の番号を付番。

(2) 付番維持管理

- ・ 内務部

(3) 行政における利用範囲・利用方法

- ・ 住民管理、税、社会保障、パスポート等

(4) 民間利用

- ・ 民間でも広く活用。

5. イギリス

(1) 番号の種類・経緯

- ・ 社会保障分野では、年金、労災、失業、児童手当等の国営総合保険である国民保険（National Insurance）の番号と国営医療制度である国民保健サービス（National Health Service）の番号が存在。
- ・ NI番号は、1948年に導入。出生時に児童手当を請求する際、子どもに対し無作為に割り当てられ、16歳到達時に国民保険に自動的に登録。NI番号は、プラスチックの国民保険カードに表示。6桁の数値と1文字のアルファベットで構成。
- ・ NHS番号は、10桁。出生時に割り当てられる。

(2) 付番維持管理

- ・ NI番号は労働年金省、NHS番号は保健省が所管。

(3) 行政における利用範囲・利用方法

- ・ NI 番号は、当初、国民保険の事務管理のために導入されたが、歳入・関税庁において、国民保険料及び所得税を源泉徴収する際の整理番号としても利用。
- ・ NHS 番号は、GP 登録等に使用。現在、保健省は、患者の氏名、住所、NHS 番号、治療歴を記録管理する NHS 電子治療記録サービスを整備中。

(4) 民間利用

- ・ NI 番号は、民間でも広く活用。

(5) 留意点

- ・ イギリスでは、医療と社会保険は、それぞれ単一の国営制度で運営されているため、制度・保険者が分立する我が国とは事情が異なることに留意が必要。
- ・ 2006 年、テロ対策、不法移民の取り締まりや公共サービスの不正利用防止を目的として、国家 ID 登録制度が創設され、今後、ID カードが段階的に導入されていく予定（内務省所管）。国家 ID 登録制度には、氏名、住所、生年月日等のほか、生体認証情報、ID 登録番号、NI 番号、NHS 番号等が記録。行政機関、銀行等は、ID 登録番号を活用し、迅速に本人確認を行うことができる。医療記録、税や給付に関する情報等は、含まれていない。